（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）特例給付費支給（不支給）決定通知書

様式第１１号（第１０条関係）

〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　年　　月　　日

印

　　　酒　田　市　長

　　年　　月　　日に申請のありました（特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）の支給について（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第３０条、法第３５条、法第５１条の１５）の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 地域相談支援受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請者氏名 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 　　　年　　月　　日 | 決定年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| （特例介護給付費　特例訓練等給付費　特例特定障害者特別給付費　特例地域相談支援給付費）申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支給（給付）決定の内容 |  |
| 支給 | □　する　　□　しない | 支給金額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 不支給・減額の理由 |  |

不服申立て及び取消訴訟

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、山形県知事に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、酒田市を被告として（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　　(1)　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。